

平成30年度与党税制改正大綱に係る大村会長コメント

平成29年12月15日
全国中小企業団体中央会
会長 大村 功 作

今般、平成30年度税制改正大綱が決定された。

中小企業・小規模事業者の多くは景気回復の実感を得られていない中であって、生産性革命や働き方改革といった新たな取組に加えて、事業承継への取組が喫緊かつ切実な課題となっている。

今回の税制改正大綱において、事業承継税制の拡充と、設備投資を促進するための今までにない固定資産税の軽減措置が図られ、中小企業の経営力・生産性向上を後押しする環境が整備されることを評価する。特に、事業承継税制については、株式売却・廃業時の減免制度の導入をはじめ、納税猶予割合の拡大、雇用要件の見直し、承継対象の大幅な制限緩和など、これまで以上に踏み込んだ措置が講じられることによって、中小企業の円滑な事業承継が推進されることを期待する。

また、土地に係る固定資産税の負担調整措置、交際費等の損金算入制度、欠損金の繰戻還付制度、少額減価償却資産の損金算入制度、生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置といった、いずれも中小企業の経営に直結する重要な税制措置の延長が図られることは、中小企業の経営力強化と生産性向上への取組を強力に後押しするものであると考える。

全国中央会としては、今回の税制改正の周知と活用に努め、地域の経済・雇用を支える中小企業の持続的な成長のために、経営基盤の強化や着実な事業承継に向けた支援に引き続き取り組んで行く所存である。